

れいわ ねんど
令和7年度

だい
第1 普及啓発

1 こうほう ぎょうじとう
広報・行事等

リーフレット、ポスター、^{けん}県ホームページ

※ ^{かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう}改正障害者差別解消法（^{じぎょうしゃ}事業者による^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮の^{ぎむか}義務化）の^{しゅうち}周知

- ・ ^{けん}県ホームページ
- ・ ^{しんぶん}新聞2紙「^し県政^{けんせい}インフォメーション」（^{がつ}1月）
- ・ ^{じょうほうし}情報誌「^{ろうどう}労働^がかごしま」（^{がつ}10月）

2 ^{じぎょうしょうとう}事業所等の^{けんしゅうかいとう}研修会等での^{せつめい}説明（^{けん}12件）

- ・ ^{かごしまけんこうりつぶんかしせつれんらくきょうぎかいけんしゅうかい}鹿児島県公立文化施設連絡協議会研修会
- ・ ^{あまみちくしんたいしょうがいしゃそうだんいんきょうかいけんしゅうかい}奄美地区身体障害者相談員協会研修会
- ・ ^{ひがし}かのや東^{ていれいかい}ロータリークラブ定例会
- ・ ^{でまえ}出前セミナー（^{しょうがいふくしせつしよくいんむ}障害福祉施設職員向け3件、^{けん}県立^{けんりつこうとうがっこうせいとむ}高等学校生徒向け1件、^{けん}行政職員向け3件）
- ・ ^{しょうがい}かごしま障害^{けんしゅうかい}フォーラム研修会
- ・ ^{しょうがっこうしよくいんおよ}小学校職員及び^{ほごしやむ}保護者向け^{けんしゅうかい}研修会

3 ^{じぎょうしょうとう}事業所等への^{こべつほうもん}個別訪問

- ・ ^{ほうもんけんすう}訪問件数 ^{けん}414件
- ・ ^{そうふけんすう}リーフレット送付件数 ^{けん}3,227件

だい
第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

はい ち さき 配 置 先	でん はなし ばん ごう 電 話 番 号	うけ つけ じ かん 受 付 時 間
しょうがいふくしか 障 害 福 祉 課	でんわ 電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	ごぜん じ ~ ごご じ 午前9時 ~ 午後4時
おおすみちいきしんこうきょく 大隅地域振興局 ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	でんわ 電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
おおしましちょう 大島支庁 ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	でんわ 電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

そう だん たい おう 相 談 対 応	しょう がい 障 害 ふく し か 福 祉 課	おおすみちいき 大隅地域 しんこうきょく 振興局	おおしましちょう 大島支庁	けい 計
のべ 延べ	236	192	52	480
たいおう 対応	ふりえきとりあつかい 不利益取扱い	0	0	3
かいすう 回数	ごうりてきはいりょ 合理的配慮	1	2	3
	その他	235	190	474

※ のべたいおうかいすう けいぞくそうだん たいおう ふくむ
延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※ そうだんいんふがい じ ほかしよくいん たいおう けんすう ふくむ
相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) ^{ふりえき}不利益^{とりあつか}な取扱い^{そうだんじれい}の相談事例

○ こうつうきかん 交通機関 りょう の利用

対象者	ねんだい	だい	せいべつ	おんな	しょうが	知的障害
内容	知的障害がある娘のために障害者割引の航空券をインターネットで購入した。当日空港のカウンターで、「トラブルが発生した場合、本人の理解度について懸念がある」として娘一人での搭乗を断られ、別の航空会社の便を利用しなければならなかった。					
対応希望	対応改善					
対応結果	当該航空会社へ確認したところ、知的障害者であっても一人で搭乗できるとのことであり、職員への周知不足により発生したものと考えられる。改めてルールを周知するよう依頼し、併せて障害者権利擁護について啓発を行った。					

(2) 合理的配慮の相談事例

○ ^{いりょう}医療^{ていきょう}の提供

対象者	年代	60代	性別	おんな	しょうがいしゅべつ 障害種別	しんたいしょうがい 身体障害
ない よう 容	てあし かんせつきのう しょうがい にゆういんちゆう いりよう かん い 手足の関節機能に障害がある。入院中、「医療に関するこ がい かんごし つくえ うえ もの と 外はできない」として看護師が机の上においてある物を取ってくれ なかった。 たういんじ くるまいす しつ の さつえい また、通院時には、車椅子でレントゲン室まで乗せられたが、撮影 しゅうりようご だれ かいじょ き いそが とお す びよう 終了後、誰も介助に来てくれなかった。忙しそうに通り過ぎる病 いん しえん きぼう つた ふじゆう て じかん まち 院スタッフへ支援の希望を伝えられず、不自由な手で時間をかけて待 あいしつ じそう 合室まで自走するしかなかった。					
	たいおうきぼう 対応希望 ごうりてきはいりょ けいはつ 合理的配慮の啓発					
たいおうけっか 対応結果	たい とうりてきはいりょ ていきよう ぎ む か せつめい 当該病院に対し、合理的配慮の提供義務化について説明 ていきよう むずか ば あい りようしゃ し、提供が難しい場合は両者で話し合い、代替案を検討する よう依頼した。 びよういん そうだんいん しえん きぼう かんじゃ しえん おこな 病院の相談員によると、支援を希望する患者には支援を行 っているが、がいらいたんとうしよくいん かんじゃ じようきよう はあく 外来担当職員は患者の状況を把握していなかつ たとのこと。					

こうきょうてきしせつ
公共的施設の利用

たいしょうしゃ 対象者		ねんだい 年代		—		せいべつ 性別		—		しょうがいしゅべつ 障害種別		しんたいしょうがい 身体障害	
ない 内 容		しせつない　しょくどう　くるまいす　さんかしゃ　ふ　く　よる　かいしょく　おこなうよてい 施設内の食堂で、車椅子の参加者を含めて夜に会食を行う予定で											
		やかんりよう　でいりぐち　せっち あったが、夜間利用できる出入口にはスロープが設置されていない。											
		せっち　しょうめんでいりぐち　やかんせじょう　りよう スロープが設置されている正面出入口は夜間施錠されており利用で											
		いどうしき　とう　ごうりてきはいりよ きないことから、「移動式スロープがあるか」等、合理的配慮の											
		ていきょう　けんとう　ことわ 提供を求めたが、検討もされずに断られた。											
たいおうきぼう 対応希望		かんい　とう　せっちけんとう　ごうりてきはいりよ　りかい 簡易スロープ等の設置検討、合理的配慮の理解											
たいおうけつか 対応結果		しせつ　かんりしゃ　じょうほうていきょう　たいおう　いらい　ごう 施設管理者に情報提供し、対応を依頼するとともに、合											
		りてきはいりよ　りかい　しゅうち　おこな 理的配慮の理解について周知を行った。											
		とうがいしせつ　やかん　ほうはんじょう　かんてん 当該施設では、夜間、防犯上の観点からスロープのある											
		しょうめんでいりぐち　せじょう　けいびいん　れんけい　かいしょく　あいだ 正面出入口は施錠しているが、警備員と連携し、会食の間											
		かいじょう　りよう　ごうりてきはいりよ　おこな は解錠してスロープを利用できるよう合理的配慮を行いた											
		とうじつ　かいじょう　しょくどう いとのことであった。なお、当日は、解錠ではなく、食堂											
		けいえいしゃ　ゆあつ　ようい　たいおう 経営者が油圧ジャッキを用意し、対応したとのこと。											